

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係る フォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

厚生労働本省

14億3620万円(指摘金額)

4789億1079万円(背景金額)

コロナ 特例貸付 の概要

- ✓ 都道府県の社会福祉協議会（社協）は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し生活に困窮している世帯を対象に、その生活を支援するため緊急小口資金等のコロナ特例貸付を実施
→貸付決定件数（令和2年3月～4年9月）：382万件 貸付決定額：1兆4431億円
厚労省はコロナ特例貸付に係る貸付原資として国庫補助金を都道府県に交付（補助率10分の10）：2兆0090億円
（貸付原資は、長期にわたる償還期間の債権管理等に必要な事務費（債権管理等事務費）に充てることができる）
- ✓ 貸付けの償還時において、なお所得の減少が続いている住民税非課税世帯等については、償還を免除
→償還免除の実績（令和6年3月末時点） 件数：131万件 金額：4684億円
- ✓ 都道府県社協は、
償還免除者及び滞納者に対してフォローアップ支援を実施
令和5年度以降の債権管理等事務費について4年度末に一括して積立（債権管理積立額）
→翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- ✓ 債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な事務費が含まれる
- ✓ 生活保護受給者は、既に最低限度の生活が保障されているため、コロナ特例貸付の貸付対象外

検査の 結果

- ✓ 17都府県社協において、貸付決定件数 219万件 貸付決定額 8242億6092万円（令和元年度～4年度）
債権管理等事務費 2060億7830万円（令和2年度～4年度）を検査
- ✓ 償還免除者・滞納者に対するフォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、フォローアップ支援が十分に実施されていない事態⇒償還免除者：14都府県社協 712,403件 償還免除額 2528億5906万円（背景金額）
滞納者：10都府県社協 631,348件 滞納額 492億7927万円（背景金額）
- ✓ 債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない事態⇒13都府県社協 1767億7246万円（背景金額）
- ✓ 借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態⇒16都府県社協 4,428件 14億3620万円

表示する 意見等

- （表示する意見）
- ✓ 都道府県社協に対して、都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう指導
 - ✓ 都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備
- （当局の処置）
- ✓ 令和6年9月に都道府県及び都道府県社協に対して、事務連絡を発出するなどして、生活保護受給の有無についての事後確認等を行える体制を整備等

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係る フォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

厚生労働本省

14億3620万円(指摘金額)

4789億1079万円(背景金額)

コロナ特例貸付の概要

- ✓ 都道府県社協は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等から収入が減少し生活に困窮している世帯を対象に、その生活を支援するためコロナ特例貸付を実施
貸付決定件数（令和2年3月～4年9月）：382万件
貸付決定額：1兆4431億円
- ✓ 必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要として
借入申請書類の簡素化、面接相談、自立支援計画の策定不要
- ✓ 償還時、住民税非課税世帯等については、償還を免除
償還免除実績（令和6年3月末時点） 件数：131万件
金額：4684億円
- ✓ 都道府県社協は、
償還免除者及び滞納者に対してフォローアップ支援を実施
令和5年度以降の債権管理等事務費を4年度末に一括して積立
翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- ✓ 債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な
事務費が含まれる
- ✓ 生活保護受給者は、コロナ特例貸付の貸付対象外

検査のポイント

- ✓ 償還免除者や滞納者は、生活状況の把握が難しく、早期に支援するためには、都道府県社協等によるフォローアップ支援の実施が一層重要
- ✓ 長期にわたって実施されることになるフォローアップ支援等のために債権管理積立額が適切に管理されることが重要
- ✓ 事前審査が簡素化されたコロナ特例貸付において、貸付対象とならない者に貸付けが行われていないか検証するとともに貸付後における確認が重要

検査の結果 1 フォローアップ支援の実施体制が整備されておらず、支援が十分に実施されていない事態

特に支援が必要と考えられる借受人に対する対応

- ✓ 償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援により、生活状況を把握し、自立相談支援機関等の関係機関につなぐ
- ✓ 都道府県社協の主導により、地域の実情に応じて、関係機関との連携体制づくり

- ・ 委託契約書等において、都府県社協と市町村社協等との役割に応じた実施方法を明示するなどの実施体制が未整備
→償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援を一切実施していない委託先等が見受けられた
(償還免除者：9都府県社協 滞納者：7都府県社協)
- ・ 償還免除者及び滞納者に対するフォローアップ支援を実施することとしておらず実施体制が未整備
(償還免除者：5県社協 滞納者：3県社協)

償還免除者、滞納者に対するフォローアップ支援が十分に実施されていないもの

⇒14都府県社協 712,403件 償還免除額 2528億5906万円
10都府県社協 631,348件 滞 納 額 492億7927万円

表示する意見

都道府県社協に対して、都道府県社協と市町村社協等との役割や役割に応じた実施方法を整理し、明確にして、委託等によりフォローアップ支援を実施する場合には、役割に応じた実施方法を委託契約書、仕様書等に明示するよう指導すること

5.生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係る フォローアップ支援の体制整備等の状況（意見表示）

厚生労働本省

14億3620万円(指摘金額)

4789億1079万円(背景金額)

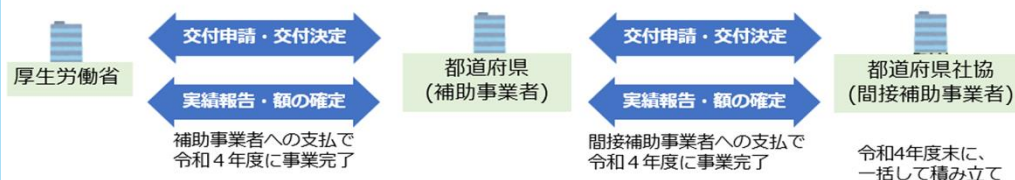
検査の結果 2

債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が整備されておらず、債権管理積立額が適切に管理されていない事態

債権管理積立額の状況等について

- ✓ 都道府県社協は、令和5年度以降の債権管理等事務費について4年度末に一括して積立
- ✓ 翌年度以降、債権管理積立額から債権管理等事務費を支弁
- ✓ 債権管理等事務費には、フォローアップ支援の実施に必要な事務費が含まれる

令和4年度までに10年間分以上の債権管理等事務費を貸付原資として交付



- ・ 厚生労働省又は都道府県において、適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制が未整備
- ・ 13都府県社協でコロナ特例貸付に係る経理と通常貸付に係る経理とが明確に区分されていない

債権管理積立額が適切に管理されていないもの
⇒13都府県社協 1767億7246万円

表示する意見

都道府県社協が適切にフォローアップ支援等の事業を実施していくことができるよう、厚生労働省又は都道府県において、**適時適切に債権管理積立額の状況等を確認し、検証するなどの体制を整備すること**

検査の結果 3

借入申込者等が生活保護受給者かどうかについての確認体制が整備されておらず、貸付対象とならない生活保護受給者に貸付けが行われていた事態

コロナ特例貸付における貸付審査等

- ✓ 借入申請書類の簡素化、面接相談や自立支援計画の策定を不要
- ✓ 事前審査を通常貸付と比べて簡素化

厚生労働省ホームページ（生活支援特設ホームページ）（抜粋）

緊急小口資金 よくある質問

Q11 生活保護を受給していますが、貸付を受けることができますか。

A 生活保護を受給されている方は、生活福祉資金の特例貸付の対象外となります。
但し、生活保護を申請し、生活保護費が支給されるまでの間の生活費を必要とする場合には、従来の生活福祉資金の貸付制度において貸付を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

【説明】
生活保護受給者は、健康で文化的な最低限度の生活が保障されていることから対象外とされている。

- ・ 厚生労働省は、都道府県社協が借入申込者等が生活保護受給者かどうか確認できるよう、都道府県等に対して協力依頼をしていたものの、**具体的な確認方法等については未提示**
- ・ 16都府県社協で事前審査や事後確認を行う体制が未整備

貸付を受けた際に既に生活保護受給者であったもの
⇒16都府県社協 4,428件 14億3620万円

当局の処置

令和6年9月に都道府県及び都道府県社協に対して、事後確認等を実施する旨の**事務連絡を発出し**、その方法を明示するなどして**生活保護受給の有無**についての**事後確認等**を行える体制を整備させるなどした